

医政第 541-2 号
令和 6 年10月25日

福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県
医療行政担当部長 殿
消防行政担当部長 殿

茨城県保健医療部長

救急搬送における選定療養費の取扱いに関する周知及び広報の協力
について（依頼）

日頃から、本県の医療行政の推進に御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本県では、救急医療現場の更なるひっ迫が懸念される中、重篤な救急患者の受入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合は、本県内の対象病院（22病院）において、紹介状のない初診に係る選定療養費を令和6年12月2日（月）から徴収することとしており、茨城県民以外の方も対象となります。

つきましては、下記の広報リーフレット及び広報ページをご活用いただきながら、貴県内の関係各所への周知及び住民への広報につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

《送付書類》

- ・救急搬送における選定療養費の取扱いに関する広報用リーフレット等
※救急電話相談窓口等の記載内容につきましては、貴県で運用されているものに差し替えていただくなど、適宜改編の上、御活用ください。

《特設ページURL》

本県の救急医療の現状及び2024年12月2日（月）からの救急搬送における選定療養費の徴収開始について／茨城県

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/iryo/isei/sentei_ryoyohi.html

【担当】

茨城県保健医療部医療局

医療政策課 医療整備グループ

電話：029-301-3186

E-mail：iryol@pref.ibaraki.lg.jp